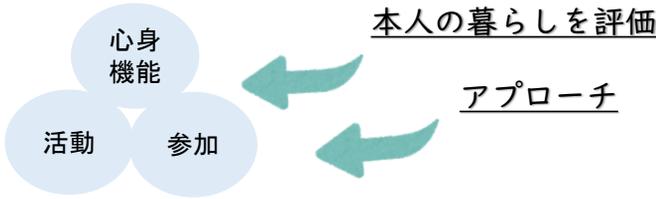




専門職が利用者宅に同行訪問します 【ケアマネジメント支援】

利用料
無料

地域リハビリテーション活動支援事業では、身体機能や日常生活動作等について技術的な助言を行い自立支援・重症化予防を図ることを目的に、専門職がケアマネジャーと一緒に利用者宅を訪問します



「からだ」「こころ」「環境」「暮らし」を整え、「生きがい」や「役割」を持ちながらいきいきと暮らすことができるよう、専門職と一緒に考えませんか？

対象者

■ ケアマネジャー（包括）とその支援対象者である65歳以上の方

- ※1 日頃から関わりのある医療機関やサービス事業所から、専門職による訪問指導が可能な方は対象外
- ※2 要介護（要支援）認定やサービス利用の有無は問わないが、支援している担当者（包括やケアマネ）からの申請が必要
- ※3 65歳未満の方、第2号被保険者は対象外

利用できる専門職

- リハビリ職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）
 - 管理栄養士（栄養士）
 - 歯科衛生士
 - 薬剤師
- ※いずれか1つ

利用回数

- 上限2回まで（初回と評価）
- 訪問時間：1時間程度

※2回目訪問の必要性は、専門職の意見も踏まえ初回終了時に協議し、初回訪問後、3～6か月を目途に実施すること。

このような時にぜひご利用ください！

（※これらは一例です）

住宅改修や福祉用具の選定についてアドバイスが欲しい



ケア会議において、専門職の視点が必要と判断された



リハビリが必要と思うが、本人の同意が得られない…動機づけを一緒にしてほしい



薬が多く飲めていない…管理や効果説明のアドバイスが欲しい



退院直後で不安。サービス導入や生活動作の注意点について専門職の意見が聞きたい



持病があるが、食事内容が心配



不具合があるが歯科受診につながらない…一度専門職の助言が欲しい



利用の流れ、手続きは裏面へ

利用の手続き・流れ

□欄で要件等を確認してください

申請に必要な様式は、本組合ホームページからダウンロードできます

1. まずは、担当ケアマネジャーが介護保険課へ申請してください
 - 【様式第3号】＜ケアマネジメント支援用＞を作成し提出
 - 対象者は、65歳以上である
 - 支援している包括またはケアマネジャーからの申請が必要
 - 医療機関やサービス事業所からの訪問指導を受けることができない
 - 急ぎの場合は、申請書を提出後、介護保険課までご連絡ください
2. 介護保険課が申込書を受理後、専門職へ依頼します
3. 専門職から担当ケアマネジャーへ連絡が入ります
 - 訪問日の調整
 - 訪問内容の共有
4. 当日、専門職と一緒に対象者宅へ訪問してください
 - 心身機能や生活上の課題を評価し支援やアプローチの方法等を専門職と共有
 - 2回目の訪問の必要性や訪問時期について協議
5. （ケアマネ）終了後、助言を踏まえ支援内容へ反映させましょう
 - 必要時、ケアプランの修正
 - 関係者間で助言内容を共有 など
6. （専門職）終了後、介護保険課に実施報告を行います
 - 【様式第4号】実施報告書を作成し提出
7. 2回目の訪問を行う場合は、再度上記3～6を実施してください



※調整に時間がかかる場合がございます。余裕を持って申請してください。
※専門職の都合等により、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

【問合せ・提出先】

島原地域広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

電話：0957-61-9102 FAX：0957-61-9104

メール：chiikishien@shimabara-area.net

〒859-1492 島原市有明町大三東戊1327 島原市役所有明庁舎3階